

国土交通省

道企第166号

19.5.31

羽政政号

平成19年4月23日

国土交通省道路局長様

羽幌町長 舟橋 泰博



中期的な計画の作成にあたってのご意見の提出について（回答）

標記について、別紙のとおり提出します。

羽幌町 政策推進課 政策調整係
〒078-4198 苫前郡羽幌町南町1番地1
電話 0164-62-1211 FAX 0164-62-1219
e-mail : seisaku@town.haboro.hokkaido.jp

中期的な計画の作成にあたっての意見

提出者 北海道 羽幌町
(担当 羽幌町政策推進課 政策調整係 江良)

提出意見

道路整備の手法については、需要と供給のバランスを重視しつつも、都市部偏重とならない過疎地における道路ネットワークの重大さも考慮に入れる必要があります。

とりわけ今日の医療体制をみると、過疎地であるが故の命の軽さが問題となっています。当然のように過疎地には大規模な総合病院はありません。心臓疾患、脳疾患あるいは交通事故をはじめとする一刻を争う診療が必要なときの病院までのアクセス時間の短縮が、命のやりとりに直結することとなります。

このように都会や人口密集地だけの道路整備が優先されるだけでなく、田舎には田舎なりの必要性があることを理解して頂きたい。特に北海道留萌管内では冬期間の吹雪による通行不能に対応する交通安全対策や日本海からの波浪による道路決壊などに備えた道路整備が必要です。このように管内には頼れる道路が国道232号線しかない中での国道自体の改善と、他のネットワークとの連携整備が重要となるなど地域的な課題についても考慮する必要があります。

また、直接の道路ということではありませんが、羽幌町は天売島、焼尻島の離島をかかえており、海の国道といわれる離島航路について意見を申し上げます。

そもそも離島航路は海上における国道としての重要な役割を担っており、離島航路補助金について単に収支率をもって欠損補助額をカットすることは、ますます過疎化が進行する中での航路の経営安定化に水を差すこととなります。離島地域や航路の特殊性を勘案し、補助基準の見直しなど海の国道を維持するための「離島航路補助金」の一層の改善を要望します。

それらの理由から、以下の4点を基本的な考え方として意見とします。

- 1、過疎地ほど高規格な道路の整備が必要。
- 2、防災上、通行止めの発生しない道路及び緊急時の迂回路の整備。
- 3、効率的な道路整備。(高速交通基盤を持たない地域に対する道路の複線化。全線ではなく、部分的に3車線化とすることや、老朽化し狭隘な橋梁を改築することで走行速度の改善による時間短縮や経済振興、交通安全性の向上に寄与。)
- 4、海の国道といわれる離島航路の経営安定化策の拡充。